新旧対照表(変更箇所のみ抜粋) パートナーサービスWeb利用規約 2024年8月27日改訂

条番号	条タイトル	新	IB
	4 ユーザーの招待	第4条 (ユーザーの招待) 1. ユーザーは、自己が所属する店舗の権限に応じ、下記の資格を満たすものを本サービスのユーザーとして招待することができます。 (1)当社が管理権限を有する店舗として登録した店舗(以下、「管理店舗」という。)のユーザーが招待する場合、招待されるユーザーは自店舗または他の管理権限のない店舗(以下、「通常店舗」といい、管理店舗と通常店舗を合わせて「店舗」という。)に所属する個人であって、本サービスを業務上利用する必要があるもののみとします。 (2)通常店舗のユーザーが招待する場合、招待されるユーザーは自店舗に所属する個人であって、本サービスを業務上利用する必要があるもののみとします。	第4条(ユーザーの招待) 1. ユーザーは、自己が所属する店舗の権限に応じ、下記の資格を満たすものを本サービスのユーザーとして招待することができます。 (1)当社が管理権限を有する店舗として登録した店舗(以下、「管理店舗」という。)のユーザーが招待する場合、招待されるユーザーは自店舗または他の管理権限のない店舗(以下、「通常店舗」といい、管理店舗と通常店舗を合わせて「店舗」という。)に所属する個人であって、本サービスを業務上利用する必要があるもののみとします。 (2)通常店舗のユーザーが招待する場合、招待されるユーザーは自店舗に所属する個人であって、本サービスを業務上利用する必要があるもののみとします。 2. ユーザーを招待する場合、招待するユーザーの責任において、招待されるユーザーが前項の資格を有することを保証し、当社に対し、当該ユーザーの登録情報を当社の定める方法で提供するものとします。 3. 招待されたユーザーは、本規約に同意の上、当社の定める方法で登録を完了することにより本サービスを利用することができます。 4. 当社は、招待されたユーザーが前条第3項のいずれかの事由に該当する場合は、当該ユーザーの登録及び再登録を拒否することがあり、また当社はその理由について一切開示義務を負いません。
	12 守秘義務	第12条(守秘義務) ユーザーは、本 <u>サービス利用中及び利用</u> 終了後も、本 <u>サービスの利用に際して</u> 知り得た <u>当社の</u> 技術上、営業上及び経営上の情報を、 <u>当社</u> の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩せず、本 規約の履行および本サービスの利用目的以外に使用しないものとします。	第12条(守秘義務) 当社およびユーザーは、本契約期間中及び本契約期間終了後も、本規約に係る取引に基づき知り得た相手方の秘密情報を、相手方の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩せず、本契約および本サービスの提供、利用目的以外に使用しないものとします。但し、当社はパーク24グループ 国内各社(https://www.park24.co.jp/company/group.html)に対し開示することができるものとします。